



国家卫生计生委疾病预防控制局

(全国爱国卫生运动委员会办公室)

伝染病情報報告管理規範 (2015年版)

国家卫生计生委 www.nhfpc.gov.cn

2015-11-10

伝染病の予防管理工作の新たな状況に基づき、更に全国の伝染病情報報告管理工作の強化と、報告品質向上のため、『中華人民共和国伝染病予防治療法』や『中華辞任共和国電子署名法』等の関連法規法令に基づき本規範を制定するものである。

一、組織機構の職責

レベル別の責任と属地管理の原則に従い、各関連部門と機構は、伝染病情報報告管理工作中、以下の職責を果たすものとする:

(一) 衛生計生行政部門。

管轄区域内の伝染病情報報告工作の管理責任。

1. 管轄区域内の伝染病情報報告工作の管理責任を負い、管轄区域内の伝染病情報電子報告システム建設とその改善を行い、且つ、システムの正常オペレーションのための保障条件を提供する。
2. 関連法規法令の規定に基づき、管轄区の具体的状況を結合し、伝染病情報報告工作の実施方案を策定し、伝染病情報工作を実施する。
3. 各級医療衛生機構の伝染病情報報告や管理などの工作に対し監督検査を定期的に展開実施する。
4. 国家衛生計生委及び省級の地方人民政府衛生計生行政部門は、全国或いは各省(区、市)疾病予防管理工作のニーズを基に、伝染病監視報告の病種と内容を調整することができる。

(二) 疾病予防管理機構。

管轄区域内の伝染病情報報告工作の業務指導と技術サポート責任を追う。

1. 中国疾病予防管理センター。

- (1) 全国の伝染病情報報告の業務管理や技術トレーニングと工作指導の責任を有し、国家衛生計生委の関連標準(宮本注:『標準』とは基準のことですが、翻訳上では標準を使います)や技術規範及び指導方案等の制定に協力する。
- (2) 全国の伝染病情報の収集と分析、報告とフィードバックの責任を有し、重大伝染病の発生や流行の趨勢を予測、伝染病情報報告管理品質の評価を行う。
- (3) 全国の伝染病報告情報を能動的に監視し、伝染病の感染状況を分析し、速やかに異常或いは甲類及び甲類として管理される伝染病の感染状況を分析・報告する。
- (4) 国家の情報報告ネットワークシステムの計画や構築、保守及びアプリケーションのパフォーマンス向上と改善責任を有し、省級の関連システム建設に技術サポートを提供する。
- (5) 全国の伝染病情報報告データ・バックアップの責任を有し、データのセキュリティを確保する。
- (6) 全国の伝染病情報報告の審査と評価を行う。

2. 地方各級疾病予防管理機構。

- (1) 管轄区域の伝染病情報報告業務の管理や技術トレーニング、及び工作指導の責任を有し、伝染病情報報告管理規範と関連方案の実施をし、健全な伝染病情報報告管理組織と制度を構築する。
- (2) 管轄区域の伝染病情報の収集と分析、報告とフィードバックの責任を有し、伝染病の発生や流行の趨勢を予測し、伝染病情報報告管理品質の評価を行う。
- (3) 管轄区域の伝染病報告情報を能動的に監視し、流行感染状況の分析に対し、速やかに調査の異常或いは甲類及び甲類として管理される伝染病の感染状況を分析・報告する。
- (4) 管轄区域の情報報告ネットワークシステムの保守責任を有し、技術サポートを提供する。

- (5) 管轄区域の伝染病情報報告データ・バックアップの責任を有し、データのセキュリティを確保する。
- (6) 管轄区域の伝染病情報報告工作の審査と評価を行う。
県級疾病予防管理機構は以上の職責を果たすと同時に、管轄区域内の医療機構とその他の責任報告単位の報告する伝染病情報の審査に対する責任を有する；管轄区域内の電子直報システムを有さない責任報告単位が報告する伝染病情報のネットワークへの直報を引き受け、或いは管轄区域の基本公衆衛生サービス項目の任務を担当する末端医療衛生機構が、その条件を有さない責任報告単位が報告する伝染病情報をネットワークに直報することを引き受ける。

(三) 衛生監督機構。

衛生計生行政部門による伝染病報告管理工作状況の監督検査に協力し、職責を果たしていない単位或いは個人に対し法に基づき処分を行う。

(四) 医療機構。

最初に診断した患者に対する医師責任制度により、法に基づき法定伝染病を速やかに報告、伝染病情報報告管理要件の実行に責任を有する。

1. 伝染病報告工作手順を定め、各関連科室における伝染病情報報告管理工作中の職責を明確化する。
2. 正しい伝染病の診断や登録、報告、訓練、品質管理と自己点検制度を構築する。
3. 具体部門と専門（兼務）職のスタッフが伝染病情報報告管理工作の責任をもつことを確立或いは指定する。二級及びそれ以上の医療機構は必ず2名以上の、二級以下の医療機構では少なくとも1名の専門（兼務）職スタッフを配置すること。
4. 一級以上の医療機構は、伝染病報告専用のコンピュータと関連のネットワーク設備を備え、報告及びその管理工作ができるよう保障すること。
5. 当該単位関連医療スタッフの伝染病診断標準及び情報報告管理技術等への訓練に責任を有する。
6. 伝染病情報報告の日常管理や審査、電子報告（データ変換）及び品質管理の責任を有し、定期的に当該単位が報告する伝染病の状況及び報告品質の分析と報告を行う。疾病予防管理機構が伝染病感染状況の調査や情報報告品質の審査評価を行う際に協力を行うものとする。

基本公衆衛生サービス項目を任務とする末端医療衛生機構は、上述職責の履行を引き受けると同時に、責任範囲内の伝染病情報の収集・報告責任を有し、且つ県級疾病予防管理機構の指導の下、管轄区域内の電子直報条件を持たない責任報告単位が報告する伝染病情報の電子報告を引き受けるものとする。

(五) 採血機構

献血者に対する登録手続き。『エイズ及びエイズウィルス感染の診断基準』に基づき、最終検査結果が陽性となった患者に関する電子報告を行うものとする。

二、 伝染病情報の報告

(一) 責任報告単位及び報告者。

各級各級の医療衛生機構が責任報告単位となる；その職務執行人員と郷村医師や個人開業医は等しく伝染病の責任報告者となる。

(二) 報告病種

1. 法定伝染病。
 - (1) 甲類伝染病：ペスト、コレラ。
 - (2) 乙類伝染病：SARS、エイズ（エイズウィルス感染者）、ウィルス性肝炎、ポリオ、ヒト感染高病原性鳥インフルエンザ（ここではH5N1のみのようですが・・・）、麻疹、流行性出血熱、狂犬病、日本脳炎、デング熱、炭疽、細菌性・アメーバ性下痢、肺結核、チフス及びパラチフス、流行性脳脊髄膜炎、百日咳、ジフテリア、新生児破傷風、猩紅熱、ブルセラ症、淋病、梅毒、レプトスピラ症、住血吸虫症、マラリア、ヒト感染H7N9鳥インフルエンザ。
 - (3) 丙類伝染病：インフルエンザ、おたふくかぜ、三日はしか・風疹、急性出血性結膜炎、ハンセン病、流行性・地方性発疹チフス、カラアザール（黒熱病）、エキノコッカス症（包虫症）、フィラ

リア症、コレラ及び細菌性・アメーバ性下痢とチフス・パラチフス以外のその他感染性下痢、手足口病。

- (4) 国家衛生計生委が乙類や丙類伝染病管理と決定しているその他伝染病と甲類管理に基づき緊急監視報告を展開するその他伝染病。

2. その他伝染病。

省級人民政府は、乙類、丙類管理以外の地方性伝染病とその他アウトブレイクや流行或いは原因不明の伝染病を決定する。

3. 原因不明肺炎患者と原因不明死亡患者等の重点疾病の監視。

(三) 診断と分類。

責任報告者は、伝染病診断標準（衛生計生行政標準）に従い、速やかに伝染病患者或いは疑い患者に対する診断を実施せねばならない。種々伝染病の診断分類に基づき、疑い患者・臨床診断患者・確診患者・病原携帯者の四類に分類する。そのうち、報告が必要な保菌者の病種にはコレラやポリオ及び国家衛生計生委が規定しているその他の伝染病も含まれるものとする。

(四) 登録及び報告。

責任報告単位或いは責任報告者は、診療過程において、規範に従い記入せねばならない、或いは、電子カルテや電子保健記録による規範に従った外来診察日誌や入退院登録、検査試験と放射線登録が自動的に抽出生成されねばならない。医師が診療過程において伝染病患者や疑い患者及び報告しなければならないと規定されている病原携帯者を最初に発見した場合には、要求に基づき、『中華人民共和国伝染病報告カード』（以下『伝染病報告カード』と略）（附件参考）に記入せねばならない、或いは電子カルテや電子保健記録を通じて自動的に書類基準に符合した電子伝染病報告カードが抽出作成されねばならない。省級人民政府が乙類、丙類管理以外の地方性伝染病とその他のアウトブレイクや流行或いは原因不明の伝染病もまた伝染病報告カード情報を記入（或いは抽出）せねばならない。

(五) 記入報告要求

1. 伝染病報告カード記入

『伝染病報告カード』は統一フォームであり、紙面あるいは電子形式で記入報告され、完全且つ正確で、報告者の署名も記入されるものである。紙の報告カードは **A4** サイズの印刷されたもので、万年筆或いはサインペンで記入し、筆跡も明確なものとする。電子変換された書類は、国家統一認証標準に合致したものを使用せねばならず、電子署名と記入時間が記入されていること。伝染病報告カード中、患者の有効なエビデンス或いは住民健康カードや社会保障カード、新農合医療カード等の身分識別ナンバーが記入されていなければならない；患者が学生或いは幼稚園児託児所児童の場合、その学校/託児施設のフルネームと班・クラス名を記入せねばならない。

2. 伝染病特別調査とモニタリング情報報告

国は、伝染病予防管理工作で特別調査や報告、モニタリングの展開が必要とされるものに基づき、この規範の基礎にたち要求に従い執行せねばならない。

(六) 報告の手順及び方法

伝染病報告は、属地管理、初回診断者責任制を取るものとする。伝染病報告カードは、初回診断医師或いはその他の職務を執行したスタッフが記入責任を追う。調査の際に現場で伝染病患者が見つかった場合は、所属地域の医療機構で診断及び報告するものとする。採血機構で見つかった陽性患者もまた報告カードに記入するものとする。

1. 伝染病の流行情報は、ネットワークによる電子直報或いは直接のデータ変換で行う。電子直報をする条件を持たない医療機構は、規定時間内に伝染病報告カードの情報を属地の郷鎮衛生院や城市社区卫生サービスセンター、或いは県級の疾病予防管理機構に報告し、電子報告すると同時に、代理報告単位に **FAX** 或いは送付するものとする。
2. 区域の情報プラットフォーム或いは医療機構の電子健康記録や電子カルテシステムは、伝染病情報報告管理機能を備えていなければならない、既に伝染病情報報告管理機能を備えているものは、伝染病報告情報管理システムのデータ自動変換機能実現に向けて突き進まねばならない。
3. 軍医療衛生機構は、社会公衆に対する医療サービス提供中に伝染病流行を発見した場合、本規定に基づき伝染病ネットワーク報告或いはデータ変換をせねばならない。

(七) 報告期限

報告責任のある単位及び伝染病の報告責任のあるものが、甲類伝染病と乙類伝染病中の肺炭疽や伝染性 **SARS** 等甲類管理に基づく患者や疑い患者を発見した場合、或いはその他伝染病と原因不明疾病のアウトブレイクを発見した場合、**2** 時間以内に伝染病報告カードを電子報告するものとする。

その他の乙類丙類の伝染病患者や疑い患者及び報告せねばならないと規定されている伝染病の病原携帯者は診療後 **24** 時間以内に電子報告するものとする。

電子直報条件を持たない医療機構は速やかに属地の郷鎮衛生院や城市の社区卫生サービスセンター或いは県級疾病予防管理機構に報告、**24** 時間以内に伝染病報告カードを代理報告単位に提出するものとする。

三、 報告データ管理

(一) 審査。

医療機構の伝染病報告管理者は、受領した伝染病報告カード或いは電子カルテや電子保健記録システムから抽出した電子伝染病報告カード上の記述ミスや記述漏れ、論理ミスなどを検査し、疑問のある報告カードについては必ず速やかに記述者に確認をとらねばならない。

県級疾病予防管理機構の伝染病流行管理者は、毎日、管轄区域内の報告或いはデータ変換された伝染病情報の審査を行い、疑問のある報告情報については、すみやかに報告単位或いは報告者にフィードバック市審査を行うものとする。誤報や重複情報については速やかに削除するものとする。

(二) 訂正。

医療衛生機構は、報告した患者の診断に変更が発生した場合や、既に報告している患者が当該病気で死亡した場合、或いはカード記入にミスが発生した場合、当該医療衛生機構を通じ速やかに訂正報告せねばならない、且つ、伝染病報告カードを更新或いは電子伝染病報告カードを抜き出し、カードにあるタイプ別に選択項目を訂正、同時に原報告病名を明記しておかねばならない。

報告された疑い患者については、速やかに「排除」或いは「確定診断」を行うこと。

専病法報告管理が実行されている伝染病は、相応しい専門の病気管理機構或いは部門に拠って報告がなされた患者へのフォローアップ調査を進め、伝染病報告カード情報に誤りを発見するか、患者を専病患者から排除した際には、**24** 時間以内に訂正せねばならない。既に電子カルテや電子保健記録データの自動抽出変換機能を備えている場合は、一身分認証により、伝染病患者の報告と専病のデータの動態管理をすること。もし、条件が整っていない場合には、速やかに伝染病報告情報管理システム中で、関連情報の能動訂正をし、データの一致性を確保せねばならない。

(三) 事後報告。

責任報告単位は、本年度内に報告漏れのある伝染病患者について速やかに事後報告をするものとする。

(四) 再チェック。

県級疾病予防管理機構及び電子直報システムの条件を備えている医療機構は、報告情報に対する再チェックを日々実施し、重複情報があればこれを削除するものとする。

四、 伝染病の流行分析と利用

(一) 流行分析に必要とする人口データは国家統計部門のデータのみとする。

(二) 省級以上の衛生計生部門は、当該行政区域の伝染病の流行情報を定期的に発表するが、対外に公開される法定伝染病の発症者数や死亡者数は、伝染病報告情報管理システム中の審査日付と現住所統計データのみを使うものとする。単一病種の感染症情報の通報と対外発表を行う際、報告される発症者数と死亡者数は伝染病報告情報管理システムのデータと一致していなければならない。

(三) 各級疾病予防管理機構は、毎日、必ずネットワークを通じて報告された感染症流行の能動的監視をせねばならない。省級以上の疾病予防管理機構は、週別、月別、年度別の能動分析報告をせねばならず、市（地）と県級疾病予防管理機構は、月別、年度別に伝染病の流行状況分析を行い、二級以上の医療機構は、毎四半期、年度別に伝染病報告の総括或いは分析をせねばならない。甲類或いは甲類管理以外の重大伝染病流行情報の報告に際しては、随時、特別の分析と報告を行うものとする

(四) 各級疾病予防管理機構は、流行状況を分析した結果を速やかに情報或いはブリーフィング情報として、或いは報告書の形式で、上級疾病予防管理機構と同級の衛生計生行政部門に報告をし、且つ、

下級疾病予防管理機構にフィードバックするものとする。県級疾病予防管理機構は、区域内での流行の分析結果を定期的に管轄区域内の医療機構にフィードバックするものとする。

- (五) 各級疾病予防管理機構は、甲類伝染病と乙類伝染病中の肺炭疽、**SARS** 等甲類管理の伝染病やその他伝染病及び原因不明の疾病アウトブレイク等まだ治癒していない伝染病患者或いは疑い患者が報告所在地を離れていることを発見した場合、直ちに現地衛生計生行政部門に報告すると同時に上級の疾病予防管理機構にも報告し、報告を受けた衛生計生行政部門は、「最高速」の通信方式でその到達地の衛生計生行政部門に流行情報の通報を行うものとする。
- (六) 隣接の、或いは関連地区の衛生計生行政部門には、速やかに相互間で当該行政区域の感染症流行情報とモニタリング、早期警戒などの関連情報を通報せねばならない。
- (七) 情報利用による級別の分類管理を実行。衛生計生業界は、相互に連携して内部共有を実現し、公民や法人或いはその他の組織から関連情報を申請された場合には、『政府情報公開条例』の関連規定に基づき処理せねばならないものとする。

五、資料の保存

- (一) 各級各級医療衛生機構による紙製『伝染病報告カード』及び伝染病報告記録は**3**年間保存するものとする。電子直報条件の整っていない医療機構においては、その伝染病報告カードは代理報告単位で保存し、原報告単位は必ず登録の記録を残すものとする。
- (二) 『中華人民共和国電子署名法』の電子伝染病報告カードは、紙製報告カードと同等の法律的効力を有するものと看做され、必ずバックアップ保管すること。バックアップ保管期限は紙製の伝染病報告カードと同じ或いはそれ以上とする； 暫時符号しないものについては、必ず、印刷された紙製カードに最初の診断をした医師の署名後にバックアップ保存せねばならない。
- (三) 各級疾病予防管理機構は伝染病情報のデータを国家の関連規定に基づき档案管理するものとする。

六、情報システムのセキュリティ管理

- (一) 伝染病情報報告管理システムに変更或いは機能の修正が生じた場合、中国疾病予防管理センターは、そのリスク評価を行い、国家衛生計生委に報告批准後に実施する。
- (二) 県級以上の疾病予防管理機構は、必ず専用ネットワーク或いは仮想ネットワークを使用し報告するものとし、且つ、管轄区域内の各級各級医療機構を着実にカバーしてゆくものとする。
- (三) 各級疾病予防管理機構は、管轄区域内の情報報告システムユーザーの権限付与と管理の権限を有し、データセキュリティレベル**3**等級の保護要求に基づき、相応の制度を制定し、級別電子承認システムを構築し、情報報告システムアカウントのセキュリティ強化を図る。
- (四) 医療機構の電子カルテシステムで伝染病報告機能を実施する際、ユーザ管理は、認証と承認機能の強化を通じ、その行為を管理可能、制御可能、追尾可能なものとする。
- (五) 情報システムのユーザは、転送或いは情報システムの操作アカウントやパスワードを漏らしてはならない。アカウントやパスワードの流出或いはそれが盗まれたことを発見した場合には、速やかに措置を講じ、同時に上級疾病予防管理機構に報告せねばならない。
- (六) 伝染病情報の報告、管理、使用部門と個人は、伝染病データ使用登録と審査システムを構築せねばならないが、伝染病データを国家の安全や社会公衆の利益、合法的な検疫の活動に危害を加えることに利用してはならない。また、伝染病患者のプライバシー情報データを対外に漏らしてはならない。

七、審査と評価

- (一) 各級衛生計生行政部門は、管轄区域内の伝染病情報報告工作に対する監督指導検査を定期的を実施し、発見された問題については、通報と同時に期限を区切って修正を命じるものとする。
- (二) 各級疾病予防管理機構は、伝染病情報方向工作の審査方案を制定し、且つ、定期的に管轄区域内の医療機構と下級疾病予防管理機構に指導、審査を行うものとする。
- (三) 各級各級の医療機構は、伝染病情報報告管理工作をその審査対象活動の範囲にいれ、定期的に自主チェックを行うものとする。

附件 中華人民共和國伝染病報告カード

カード番号： _____

報告カードタイプ： 1、 初回報告 2、 訂正報告

姓名*： _____ (児童の家長の姓名： _____)	
有効身分証明番号*： _____	性別*： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生日*： _____年____月____日 (出生日不明時は満年齢： _____ 年齢単位： <input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日)	
職場 (学校)： _____ 連絡先電話番号： _____	
病人の所属地*： <input type="checkbox"/> 本県区 <input type="checkbox"/> 本市その他県区 <input type="checkbox"/> 本省その他地市 <input type="checkbox"/> 外省 <input type="checkbox"/> 香港・マカオ・台湾 <input type="checkbox"/> 外国籍	
現住所 (詳細記入のこと)*： _____省_____市_____県 (区) _____郷 (鎮、街道) _____村_____ (番地)	
患者グループの分類*： <input type="checkbox"/> 幼・託児童、 <input type="checkbox"/> 散居児童、 <input type="checkbox"/> 学生 (大中小学)、 <input type="checkbox"/> 教師、 <input type="checkbox"/> 保育員及び保母、 <input type="checkbox"/> 餐飲食品業、 <input type="checkbox"/> 商業従事、 <input type="checkbox"/> 医療スタッフ、 <input type="checkbox"/> 作業員、 <input type="checkbox"/> 民工、 <input type="checkbox"/> 農民、 <input type="checkbox"/> 遊牧民、 <input type="checkbox"/> 漁師 (船員)、 <input type="checkbox"/> 幹部職員、 <input type="checkbox"/> 退職者、 <input type="checkbox"/> 家事及び待機者、その他 ()、 <input type="checkbox"/> 不明	
患者区分*： (1) <input type="checkbox"/> 疑い患者、 <input type="checkbox"/> 臨床診断患者、 <input type="checkbox"/> 確診患者、 <input type="checkbox"/> 病原携帯者 (2) <input type="checkbox"/> 急性、 <input type="checkbox"/> 慢性 (B 型肝炎*、住血吸虫症*、 C 型肝炎)	
発症日*： _____年____月____日	
診断日*： _____年____月____日____時	
死亡日： _____年____月____日	
甲類伝染病*： <input type="checkbox"/> ペスト、 <input type="checkbox"/> コレラ	
乙類伝染病*： <input type="checkbox"/> SARS、エイズ (<input type="checkbox"/> エイズ患者 <input type="checkbox"/> HIV)、ウイルス性肝炎 (<input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> C型 <input type="checkbox"/> D肝 <input type="checkbox"/> E型 <input type="checkbox"/> 未分型)、 <input type="checkbox"/> ポリオ、 <input type="checkbox"/> ヒト感染高病原性鳥インフルエンザ、 <input type="checkbox"/> 麻疹、 <input type="checkbox"/> 流行性出血熱、 <input type="checkbox"/> 狂犬病、 <input type="checkbox"/> 日本脳炎、 <input type="checkbox"/> デング熱、炭疽 (<input type="checkbox"/> 肺炭疽 <input type="checkbox"/> 皮膚炭疽 <input type="checkbox"/> 未分型)、赤痢 (<input type="checkbox"/> 細菌性 <input type="checkbox"/> アミーバ性)、肺結核 (<input type="checkbox"/> 喀痰塗抹陽性 <input type="checkbox"/> 培陽 <input type="checkbox"/> 菌は陰性 <input type="checkbox"/> 痰未検査)、チフス (<input type="checkbox"/> チフス <input type="checkbox"/> パラチフス)、 <input type="checkbox"/> 流行性脳脊髄膜炎、 <input type="checkbox"/> 百日咳、 <input type="checkbox"/> ジフテリア、 <input type="checkbox"/> 新生児破傷風、 <input type="checkbox"/> 猩紅熱、 <input type="checkbox"/> ブルセラ症、 <input type="checkbox"/> 淋病、梅毒 (<input type="checkbox"/> I期 <input type="checkbox"/> II期 <input type="checkbox"/> III期 <input type="checkbox"/> 母子感染 <input type="checkbox"/> 劣性)、 <input type="checkbox"/> レプトスピラ、 <input type="checkbox"/> 住血吸虫症、マラリア (<input type="checkbox"/> 三日熱 <input type="checkbox"/> 悪性 <input type="checkbox"/> 未分型) <input type="checkbox"/> ヒト感染 H7N9 鳥インフルエンザ	
丙類伝染病*： <input type="checkbox"/> インフルエンザ、 <input type="checkbox"/> おたふくかぜ、 <input type="checkbox"/> 風疹、 <input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎、 <input type="checkbox"/> ハンセン病、 <input type="checkbox"/> 流行性・地方性発疹チフス、カラアザール、 <input type="checkbox"/> エキノコックス症、 <input type="checkbox"/> フィラリア症、 <input type="checkbox"/> コレラや細菌性・アミーバ性赤痢、チフス・パラチフス以外の感染性下痢、 <input type="checkbox"/> 手足口病	
その他法定管理及び重点監視が必要な伝染病：	
病名の訂正： _____	撤回の原因： _____
報告単位： _____	連絡先電話： _____
記入医師*： _____	記入日時*： _____年____月____日
備考：	

D型肝炎も分類に入れることになったようです。

『中華人民共和國伝染病報告カード』記入に関する説明

カード番号： 報告単位で決めて記入

姓名： 患者或いは献血者の名前を記入し、姓名は身分証明書のものと一致させること

家長姓名： 14歳以下の児童患者の場合、家長の姓名を記入すること

有効な身分証明番号：居民身分証明書の番号やパスポート、軍人証明書、住民健康カード、社会保障カード、新農合医療カードなどを含めた有効な異聞証明番号を記入せねばならない。

身分証明番号を持たない人の場合は、特定の **ID** を使うこと。

性別：相応しい性別の前に√を入れる。

出生日時：出生日時と年齢欄はどちらかを選んで記入すればよく、同時に両方記入する必要はない。

満年齢（正味年齢）：誕生日が不明の人の場合、年齢を記入。

年齢単位：新生児と月齢しかない児童については、年齢単位を日或いは月を選択。

職場（学校）：患者の職場を記入すること。学生と幼児は詳細な学校名と班・クラス名を記入。

連絡先電話番号：患者の連絡方法を記入。

患者グループの分類：相応のタイプに√を記入。患者現住所と診療した医院所在地との関係にマーク。

現住所：少なくとも郷鎮（街道）まで詳細に記述すること。現住所の記入は、原則患者が発症した際の居住地であり、戸籍上の所在地ではない。もし患者が本人の現住所を提供出来ない場合は、報告単位の住所を記入。

職業：相応の職業名に√を記入する。

患者区分：相応の類別に√を記入する。

発症日時：今回の発症日；病原携带者の場合初回検査日或いは診察日を記入；採血機構報告では、献血者が献血した日付を記入。

診断日時：今回の診断日だが、「一時間」の単位まで記入すること；採血機構は、実験日を記入する。

死亡日時：患者が死亡した日付。

疾病名症：診断をつけた病名の前に√を記入する。

その他法定管理及び重点監視が必要な伝染病：管理報告すべきその他伝染病の病種名称を記入する。

病名の訂正：報告を訂正した場合は訂正前の病名を記入すること。

撤回の原因：カード記入が不合格になった原因を記入する。

報告単位：伝染病を報告した単位を記入する。

記入医師：伝染病報告カード報告医師の姓名を記入する。

記入日時：本カード記入日時。

備考：ユーザは、もし、最終確診で法定報告ではないとされた伝染病名等の文字情報を記入してもよい。多剤耐性結核と診断或いは多剤耐性結核と診断を訂正した患者はこの欄外に『MDRTB』と記入する。

注：報告カードの「*」印がついた項目は記入必須事項

..... 以下は中国語原文

传染病信息报告管理规范（2015年版）

国家卫生计生委 www.nhfpc.gov.cn 2015-11-10

根据传染病防控工作的新形势，为进一步加强全国传染病信息报告管理工作，提高报告质量，依据《中华人民共和国传染病防治法》、《中华人民共和国电子签名法》等相关法律法规，制定本规范。

一、组织机构职责

遵循分级负责、属地管理的原则，各有关部门与机构在传染病信息报告管理工作中履行以下职责：

（一）卫生计生行政部门。

负责本辖区内传染病信息报告工作的管理。

- 1.负责本辖区内传染病信息报告工作的管理，建设和完善本辖区内传染病信息网络报告系统，并为系统正常运行提供保障条件。
- 2.依据相关法律法规规定，结合本辖区的具体情况，组织制定传染病信息报告工作实施方案，落实传染病信息报告工作。
- 3.定期组织开展对各级医疗卫生机构传染病信息报告、管理等工作监督检查。
- 4.国家卫生计生委及省级地方人民政府卫生计生行政部门根据全国或各省（区、市）疾病预防控制工作的需要，可调整传染病监测报告病种和内容。

（二）疾病预防控制机构。

负责本辖区内传染病信息报告工作的业务指导和技术支持。

- 1.中国疾病预防控制中心。

（1）负责全国传染病信息报告业务管理、技术培训和指导，协助国家卫生计生委制定相关标准、技术规

范和指导方案等。

(2) 负责全国传染病信息的收集、分析、报告和反馈, 预测重大传染病发生、流行趋势, 开展传染病信息报告管理质量评价。

(3) 动态监视全国传染病报告信息, 对疫情变化态势进行分析, 及时分析报告异常情况或甲类及按甲类管理的传染病疫情。

(4) 负责国家信息报告网络系统的规划、建设、维护和应用性能的改进与完善, 并为省级相关系统建设提供技术支持。

(5) 负责对全国传染病信息报告数据备份, 确保数据安全。

(6) 开展全国传染病信息报告的考核和评估。

2. 地方各级疾病预防控制机构。

(1) 负责本辖区的传染病信息报告业务管理、技术培训和指导工作, 实施传染病信息报告管理规范和相关方案, 建立健全传染病信息报告管理组织和制度。

(2) 负责本辖区的传染病信息的收集、分析、报告和反馈, 预测传染病发生、流行趋势, 开展传染病信息报告管理质量评价。

(3) 动态监视本辖区的传染病报告信息, 对疫情变化态势进行分析, 及时分析报告、调查核实异常情况或甲类及按甲类管理的传染病疫情。

(4) 负责对本辖区信息报告网络系统的维护, 提供技术支持。

(5) 负责对本辖区的传染病信息分析相关数据备份, 确保报告数据安全。

(6) 开展对本辖区的传染病信息报告工作的考核和评估。

县级疾病预防控制机构履行以上职责的同时, 负责对本辖区内医疗机构和其他责任报告单位报告传染病信息的审核; 承担本辖区内不具备网络直报条件的责任报告单位报告的传染病信息的网络直报, 或指导本辖区承担基本公共卫生服务项目任务的基层医疗卫生机构对不具备网络直报条件的责任报告单位报告的传染病信息进行网络报告。

(三) 卫生监督机构。

配合卫生计生行政部门开展对传染病报告管理工作情况的监督检查, 对不履行职责的单位或个人依法进行查处。

(四) 医疗机构。

执行首诊负责制, 依法依规及时报告法定传染病, 负责传染病信息报告管理要求的落实。

1. 制定传染病报告工作程序, 明确各相关科室在传染病信息报告管理工作中的职责。

2. 建立健全传染病诊断、登记、报告、培训、质量管理和自查等制度。

3. 确立或指定具体部门和专(兼)职人员负责传染病信息报告管理工作。二级及以上医疗机构必须配备 2 名或以上专(兼)职人员, 二级以下医疗机构至少配备 1 名专(兼)职人员。

4. 一级及以上医疗机构应配备传染病信息报告专用计算机和相关网络设备, 保障疫情报告及其管理工作。

5. 负责对本单位相关医务人员进行传染病诊断标准和信息报告管理技术等内容的培训。

6. 负责传染病信息报告的日常管理、审核检查、网络报告(数据交换)和质量控制, 定期对本单位报告的传染病情况及报告质量进行分析汇总和通报。协助疾病预防控制机构开展传染病疫情调查和信息报告质量考核与评估。

承担基本公共卫生服务项目任务的基层医疗卫生机构履行以上职责的同时, 负责收集和报告责任范围内的传染病信息, 并在县级疾病预防控制机构指导下, 承担本辖区内不具备网络直报条件的责任报告单位报告的传染病信息网络报告。

(五) 采供血机构。

对献血人员进行登记。按《艾滋病和艾滋病病毒感染诊断标准》对最终检测结果为阳性病例进行网络报告。

二、传染病信息报告

(一) 责任报告单位及报告人。

各级各类医疗卫生机构为责任报告单位; 其执行职务的人员和乡村医生、个体开业医生均为责任疫情报告人。

(二) 报告病种。

1. 法定传染病。

(1) 甲类传染病: 鼠疫、霍乱。

(2) 乙类传染病: 传染性非典型肺炎、艾滋病(艾滋病病毒感染者)、病毒性肝炎、脊髓灰质炎、人感染高致病

性禽流感、麻疹、流行性出血热、狂犬病、流行性乙型脑炎、登革热、炭疽、细菌性和阿米巴性痢疾、肺结核、伤寒和副伤寒、流行性脑脊髓膜炎、百日咳、白喉、新生儿破伤风、猩红热、布鲁氏菌病、淋病、梅毒、钩端螺旋体病、血吸虫病、疟疾、人感染 H7N9 禽流感。

(3)丙类传染病：流行性感 冒、流行性腮腺炎、风疹、急性出血性结膜炎、麻风病、流行性和地方性斑疹伤寒、黑热病、包虫病、丝虫病，除霍乱、细菌性和阿米巴性痢疾、伤寒和副伤寒以外的感染性腹泻病、手足口病。

(4)国家卫生计生委决定列入乙类、丙类传染病管理的其他传染病和按照甲类管理开展应急监测报告的其他传染病。

2.其他传染病。

省级人民政府决定按照乙类、丙类管理的其他地方性传染病和其他暴发、流行或原因不明的传染病。

3.不明原因肺炎病例和不明原因死亡病例等重点监测疾病。

(三) 诊断与分类。

责任报告人应按照传染病诊断标准（卫生计生行业标准）及时对传染病病人或疑似病人进行诊断。根据不同传染病诊断分类，分为疑似病例、临床诊断病例、确诊病例和病原携带者四类。其中，需报告病原携带者的病种包括霍乱、脊髓灰质炎以及国家卫生计生委规定的其他传染病。

(四) 登记与报告。

责任报告单位或责任报告人在诊疗过程中应规范填写或由电子病历、电子健康档案自动生成规范的门诊日志、入/出院登记、检测检验和放射登记。首诊医生在诊疗过程中发现传染病病人、疑似病人和规定报告的病原携带者后应按照要求填写《中华人民共和国传染病报告卡》（以下简称传染病报告卡）（见附件）或通过电子病历、电子健康档案自动抽取符合交换文档标准的电子传染病报告卡。

省级人民政府决定按照乙类、丙类管理的其他地方性传染病和其他暴发、流行或原因不明的传染病也应填报（或抽取）传染病报告卡信息。

(五) 填报要求。

1.传染病报告卡填写。

《传染病报告卡》统一格式，可采用纸质或电子形式填报，内容完整、准确，填报人签名。纸质报告卡要求用 A4 纸印刷，使用钢笔或签字笔填写，字迹清楚。电子交换文档应当使用符合国家统一认证标准的电子签名和时间戳。

传染病报告卡中须填报患者有效证件或居民健康卡、社会保障卡、新农合医疗卡等身份识别号码；患者为学生或幼托儿童须填报其所在学校/幼托机构全称及班级名称。

2.传染病专项调查、监测信息报告。

国家根据传染病预防控制工作需要开展的专项调查、报告和监测的传染病，应在本规范基础上按照有关要求执行。

(六) 报告程序与方式。

传染病报告实行属地化管理，首诊负责制。传染病报告卡由首诊医生或其他执行职务的人员负责填写。现场调查时发现的传染病病例，由属地医疗机构诊断并报告。采供血机构发现阳性病例也应填写报告卡。

1.传染病疫情信息实行网络直报或直接数据交换。不具备网络直报条件的医疗机构，在规定的时限内将传染病报告卡信息报告属地乡镇卫生院、城市社区卫生服务中心或县级疾病预防控制机构进行网络报告，同时传真或寄送传染病报告卡至代报单位。

2.区域信息平台或医疗机构的电子健康档案、电子病历系统应当具备传染病信息报告管理功能，已具备传染病信息报告管理功能的要逐步实现与传染病报告信息管理系统的数据自动交换功能。

3.军队医疗卫生机构向社会公众提供医疗服务时，发现传染病疫情，应当按照本规定进行传染病网络报告或数据交换。

(七) 报告时限。

责任报告单位和责任疫情报告人发现甲类传染病和乙类传染病中的肺炭疽、传染性非典型肺炎等按照甲类管理的传染病病人或疑似病人时，或发现其他传染病和不明原因疾病暴发时，应于 2 小时内将传染病报告卡通过网络报告。

对其他乙、丙类传染病病人、疑似病人和规定报告的传染病病原携带者在诊断后，应于 24 小时内进行网络报告。

不具备网络直报条件的医疗机构及时向属地乡镇卫生院、城市社区卫生服务中心或县级疾病预防控制机构报告，并于 24 小时内寄送出传染病报告卡至代报单位。

三、报告数据管理

（一）审核。

医疗机构传染病报告管理人员须对收到的纸质传染病报告卡或电子病历、电子健康档案系统中抽取的电子传染病报告卡的信息进行错项、漏项、逻辑错误等检查，对有疑问的报告卡必须及时向填卡人核实。

县级疾病预防控制机构疫情管理人员每日对辖区内报告或数据交换的传染病信息进行审核，对有疑问的报告信息及时反馈报告单位或向报告人核实。对误报、重报信息应及时删除。

对甲类传染病和乙类传染病中的肺炭疽、传染性非典型肺炎等按照甲类管理的病人或疑似病人以及其他传染病和不明原因疾病暴发的报告信息，应立即调查核实，于 2 小时内通过网络完成报告信息的三级确认审核。对于其他乙、丙类传染病报告卡，由县级疾病预防控制机构核对无误后，于 24 小时内通过网络完成确认审核。

（二）订正。

医疗卫生机构发生报告病例诊断变更、已报告病例因该病死亡或填卡错误时，应由该医疗卫生机构及时进行订正报告，并重新填写传染病报告卡或抽取电子传染病报告卡，卡片类别选择订正项，并注明原报告病名。

对报告的疑似病例，应及时进行排除或确诊。

实行专病报告管理的传染病，由相应的专病管理机构或部门对报告的病例进行追踪调查，发现传染病报告卡信息有误或排除病例时应当在 24 小时内订正。已具备电子病历、电子健康档案数据自动抽取交换功能时，以唯一身份标识实现传染病个案报告与专病的数据动态管理。暂不具备条件的，应及时在传染病报告信息管理系统中完成相关信息的动态订正，保证数据的一致性。

（三）补报。

责任报告单位发现本年度内漏报的传染病病例，应及时补报。

（四）查重。

县级疾病预防控制机构及具备网络直报条件的医疗机构每日对报告信息进行查重，对重复报告信息进行删除。

四、传染病疫情分析与利用

（一）疫情分析所需的人口资料以国家统计局部门数据为准。

（二）省级及以上卫生计生行政部门定期发布的本行政区域传染病疫情信息，对外公布的法定传染病发病、死亡数以传染病报告信息管理系统中按审核日期和现住址统计的数据为准。单病种疫情信息通报和对外发布时，报告发病数和死亡数应与传染病报告信息管理系统数据保持一致。

（三）各级疾病预防控制机构必须每日对通过网络报告的传染病疫情进行动态监控。省级及以上疾病预防控制机构须按周、月、年进行动态分析报告，市（地）和县级疾病预防控制机构须按月、年进行传染病疫情分析，二级及以上医疗机构按季、年进行传染病报告的汇总或分析。当有甲类或按照甲类管理及其他重大传染病疫情报告时，随时作出专题分析和报告。

（四）各级疾病预防控制机构要及时将疫情分析结果以信息、简报或报告等形式向上级疾病预防控制机构和同级卫生计生行政部门报告，并反馈到下一级疾病预防控制机构。

县级疾病预防控制机构应定期将辖区内疫情分析结果反馈到辖区内的医疗机构。

（五）各级疾病预防控制机构发现甲类传染病和乙类传染病中的肺炭疽、传染性非典型肺炎等按照甲类管理的传染病、以及其他传染病和不明原因疾病暴发等未治愈的传染病病人或疑似病人离开报告所在地时，应立即报告当地卫生计生行政部门，同时报告上级疾病预防控制机构，接到报告的卫生计生行政部门应当以最快的通讯方式向其到达地的卫生计生行政部门通报疫情。

（六）毗邻的以及相关地区的卫生计生行政部门，应当及时互相通报本行政区域的传染病疫情以及监测、预警的相关信息。

（七）信息利用实行分级分类管理。卫生计生行业内部实现互联共享，公民、法人或其他组织申请公开相关信息的，按照《政府信息公开条例》有关规定办理。

五、资料保存

（一）各级各类医疗卫生机构的纸质《传染病报告卡》及传染病报告记录保存 3 年。不具备网络直报条件的医疗机构，其传染病报告卡由代报单位保存，原报告单位必须进行登记备案。

（二）符合《中华人民共和国电子签名法》的电子传染病报告卡视为与纸质文本具有同等法律效力，须做好备份工作，备份保存时间至少与纸质传染病报告卡一致；暂不符合的须打印成纸质卡片由首诊医生签名后进行保存备案。

(三) 各级疾病预防控制机构应将传染病信息资料按照国家有关规定纳入档案管理。

六、信息系统安全管理

(一) 涉及对传染病信息报告管理系统发生需求变更和功能调整时,中国疾病预防控制中心应做好风险评估,报国家卫生计生委批准后实施。

(二) 县级及以上疾病预防控制机构必须使用专网或虚拟专网进行网络报告,并逐步覆盖辖区内的各级各类医疗机构。

(三) 各级疾病预防控制机构负责辖区内信息报告系统用户与权限的管理,应根据信息安全三级等级保护的要求,制定相应的制度,建立分级电子认证服务体系,加强对信息报告系统的账号安全管理。

(四) 医疗机构的电子病历系统实施传染病报告功能时,应通过身份鉴别和授权控制加强用户管理,做到其行为可管理、可控制、可追溯。

(五) 信息系统使用人员不得转让或泄露信息系统操作账号和密码。发现账号、密码已泄露或被盗用时,应立即采取措施,更改密码,同时向上级疾病预防控制机构报告。

(六) 传染病信息报告、管理、使用部门和个人应建立传染病数据使用的登记和审核制度,不得利用传染病数据从事危害国家安全、社会公共利益和他人合法权益的活动,不得对外泄露传染病病人的个人隐私信息资料。

七、考核与评估

(一) 各级卫生计生行政部门定期组织对本辖区内的传染病信息报告工作进行督导检查,对发现的问题予以通报并责令限期改正。

(二) 各级疾病预防控制机构制定传染病信息报告工作考核方案,并定期对辖区内医疗机构和下级疾病预防控制机构进行指导与考核。

(三) 各级各类医疗机构应将传染病信息报告管理工作纳入工作考核范围,定期进行自查。

附件

中华人民共和国传染病报告卡

卡片编号: _____

报卡类别: 1、初次报告 2、订正报告

姓名*: _____ (患儿家长姓名: _____)	
有效证件号*: <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	性别*: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生日期*: _____年____月____日 (如出生日期不详, 实足年龄: _____ 年龄单位: <input type="checkbox"/> 岁 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 天)	
工作单位(学校): _____ 联系电话: _____	
病人属于*: <input type="checkbox"/> 本县区 <input type="checkbox"/> 本市其他县区 <input type="checkbox"/> 本省其它地市 <input type="checkbox"/> 外省 <input type="checkbox"/> 港澳台 <input type="checkbox"/> 外籍	
现住址(详填)*: _____省_____市_____县(区)_____乡(镇、街道)_____村_____ (门牌号)	
人群分类*: <input type="checkbox"/> 幼托儿童、 <input type="checkbox"/> 散居儿童、 <input type="checkbox"/> 学生(大中小学)、 <input type="checkbox"/> 教师、 <input type="checkbox"/> 保育员及保姆、 <input type="checkbox"/> 餐饮食业、 <input type="checkbox"/> 商业服务、 <input type="checkbox"/> 医务人员、 <input type="checkbox"/> 工人、 <input type="checkbox"/> 民工、 <input type="checkbox"/> 农民、 <input type="checkbox"/> 牧民、 <input type="checkbox"/> 渔(船)民、 <input type="checkbox"/> 干部职员、 <input type="checkbox"/> 离退人员、 <input type="checkbox"/> 家务及待业、 <input type="checkbox"/> 其他()、 <input type="checkbox"/> 不详	
病例分类*: (1) <input type="checkbox"/> 疑似病例、 <input type="checkbox"/> 临床诊断病例、 <input type="checkbox"/> 确诊病例、 <input type="checkbox"/> 病原携带者 (2) <input type="checkbox"/> 急性、 <input type="checkbox"/> 慢性(乙型肝炎*、血吸虫病*、丙肝)	
发病日期*: _____年____月____日	
诊断日期*: _____年____月____日____时	
死亡日期: _____年____月____日	
甲类传染病*:	

<input type="checkbox"/> 鼠疫、 <input type="checkbox"/> 霍乱	
乙类传染病*： <input type="checkbox"/> 传染性非典型肺炎、艾滋病（ <input type="checkbox"/> 艾滋病病人 <input type="checkbox"/> HIV）、病毒性肝炎（ <input type="checkbox"/> 甲型 <input type="checkbox"/> 乙型 <input type="checkbox"/> 丙型 <input type="checkbox"/> 丁肝 <input type="checkbox"/> 戊型 <input type="checkbox"/> 未分型）、 脊髓灰质炎、 <input type="checkbox"/> 人感染高致病性禽流感、 <input type="checkbox"/> 麻疹、 <input type="checkbox"/> 流行性出血热、 <input type="checkbox"/> 狂犬病、 <input type="checkbox"/> 流行性乙型脑炎、 <input type="checkbox"/> 登革热、炭疽 （ <input type="checkbox"/> 肺炭疽 <input type="checkbox"/> 皮肤炭疽 <input type="checkbox"/> 未分型）、痢疾（ <input type="checkbox"/> 细菌性 <input type="checkbox"/> 阿米巴性）、肺结核（ <input type="checkbox"/> 涂阳 <input type="checkbox"/> 仅培阳 <input type="checkbox"/> 菌阴 <input type="checkbox"/> 未痰检）、伤寒 （ <input type="checkbox"/> 伤寒 <input type="checkbox"/> 副伤寒）、 <input type="checkbox"/> 流行性脑脊髓膜炎、 <input type="checkbox"/> 百日咳、 <input type="checkbox"/> 白喉、 <input type="checkbox"/> 新生儿破伤风、 <input type="checkbox"/> 猩红热、 <input type="checkbox"/> 布鲁氏菌病、 <input type="checkbox"/> 淋 病、梅毒（ <input type="checkbox"/> I期 <input type="checkbox"/> II期 <input type="checkbox"/> III期 <input type="checkbox"/> 胎传 <input type="checkbox"/> 隐性）、 <input type="checkbox"/> 钩端螺旋体病、 <input type="checkbox"/> 血吸虫病、疟疾（ <input type="checkbox"/> 间日疟 <input type="checkbox"/> 恶性疟 <input type="checkbox"/> 未分型） 人感染 H7N9 禽流感	
丙类传染病*： <input type="checkbox"/> 流行性感冒、 <input type="checkbox"/> 流行性腮腺炎、 <input type="checkbox"/> 风疹、 <input type="checkbox"/> 急性出血性结膜炎、 <input type="checkbox"/> 麻风病、 <input type="checkbox"/> 流行性和地方性斑疹伤寒、 <input type="checkbox"/> 黑热病、 包虫病、 <input type="checkbox"/> 丝虫病、 <input type="checkbox"/> 除霍乱、细菌性和阿米巴性痢疾、伤寒和副伤寒以外的感染性腹泻病、 <input type="checkbox"/> 手足口病	
其他法定管理以及重点监测传染病：	
订正病名： _____	退卡原因： _____
报告单位： _____	联系电话： _____
填卡医生*： _____	填卡日期*： _____年____月____日
备注：	

《中华人民共和国传染病报告卡》填卡说明

卡片编码：由报告单位自行编制填写。

姓名：填写患者或献血员的名字，姓名应该和身份证上的姓名一致。

家长姓名：14岁及以下的患儿要求填写患者家长姓名。

有效证件号：必须填写有效证件号，包括居民身份证号、护照、军官证、居民健康卡、社会保障卡、新农合医疗卡。

尚未获得身份识别号码的人员用特定编码标识。

性别：在相应的性别前打√。

出生日期：出生日期与年龄栏只要选择一栏填写即可，不必同时填报出生日期和年龄。

实足年龄：对出生日期不详的用户填写年龄。

年龄单位：对于新生儿和只有月龄的儿童，注意选择年龄单位为天或月。

工作单位（学校）：填写患者的工作单位。学生、幼托儿童须详细填写所在学校及班级名称。

联系电话：填写患者的联系方式。

病例属于：在相应的类别前打√。用于标识病人现住地址与就诊医院所在地区的关系。

现住地址：至少须详细填写到乡镇（街道）。现住址的填写，原则是指病人发病时的居住地，不是户籍所在地址。如病人不能提供本人现住地址，则填写报告单位地址。

职业：在相应的职业名前打√。

病例分类：在相应的类别前打√。

发病日期：本次发病日期；病原携带者填初检日期或就诊时间；采供血机构报告填写献血者献血日期。

诊断日期：本次诊断日期，需填写至小时；采供血机构填写确认实验日期。

死亡日期：病例的死亡时间。

疾病名称：在作出诊断的病名前打√。

其他法定管理以及重点监测传染病：填写纳入报告管理的其它传染病病种名称。

订正病名：订正报告填写订正前的病名。

退卡原因：填写卡片填报不合格的原因。

报告单位：填写报告传染病的单位。

填卡医生：填写传染病报告卡的医生姓名。

填卡日期：填写本卡日期。

备注：用户可填写文字信息，如最终确诊非法定报告的传染病的病名等。诊断为耐多药肺结核或订正诊断为耐多药肺结核的患者在此栏补充填写“MDR TB”。

注：报告卡带“*”部份为必填项目。